



令和7年4月1日以降に確認済証が交付される建築物の確認申請(計画通知を含む)は、宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の規定に適合している必要があります。

本市では、確認申請に盛土規制法の規定に適合していることを確認する書類の添付を求めます。

大津市の建築確認申請(計画通知を含む)には、以下のいずれかの書類が必要です。

- ① 都市計画法に基づく許可証、協議成立書、証明書(※1)
- ② 都市計画法施行規則第60条協議確認書
- ③ 盛土規制法に基づく許可証、協議成立書、届出書、証明書(※2)
- ④ 盛土規制法施行規則第88条協議確認書
- ⑤ 大津市チェックシート

※1 法第29条第1項又は第2項、法第34条の2第1項、法第35条の2第1項又は第4項、法第43条第1項、省令第60条

※2 法第12条第1項、法第15条第1項、法第16条第1項又は第3項、法第27条第1項、法第28条第1項、法第30条第1項、法第34条第1項、法第35条第1項又は第3項、省令第88条

### ■下記フローで必要な書類をご確認ください。

#### 大津市 建築確認申請に添付する書類の確認フロー(盛土規制法)

##### ■建築確認申請を受けようとする行為が、

都市計画法の許可申請をする工事、または同法に適合する工事である。



① 都市計画法に基づく許可証、協議成立書、証明書(※3)を添付

はい

※3 省令第60条証明書は、法に適合する理由に「形の変更がない」ものに限ります。

盛土規制法の許可申請をする工事、または同法第27条の届出をする工事である。



② 盛土規制法に基づく許可証、協議成立書、届出書を添付

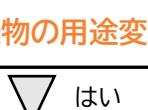
はい

盛土規制法に規定する公共施設用地で行う工事、または宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事である。(省令第8条第9号及び第10号に該当する工事は除く。)



いいえ

Ⓐ市内全域で行う敷地面積1,000.00 m<sup>2</sup>未満の建築物の新築、増築、改築又は移転の工事である。



Ⓑ市内全域で行う建築物の用途変更、大規模修繕又は大規模模様替えの工事である。

いいえ

盛土規制法の許可を要する造成(盛土・切土)の規模の8割を超える造成がある。【チェックシートで確認(※4)】



はい (敷地面積 500 m<sup>2</sup>超)

③ 88条証明書を添付

いいえ



④ 88条協議確認書(※5)を添付

はい

(敷地面積 500 m<sup>2</sup>以下)

⑤ 大津市チェックシートを添付

※4 ⒶまたはⒷの建築計画に該当する場合に使用してください。③、④または⑤を判定するためのシートとなります。

※5 88条証明書の交付に替えて必要書類を簡略化した大津市独自の手続きによる適合確認書面